

新青森県総合運動公園及び青森県総合運動公園
指定管理者募集要項

令和元年7月
青森県教育委員会

I 要項の趣旨

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、新青森県総合運動公園（供用区域）及び青森県総合運動公園（運動施設区域）（以下単に「運動公園」という。）の管理を一括して行わせるため、指定管理者を募集することとし、募集の実施に必要な事項を定めるものである。

II 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
新青森県総合運動公園	青森市大字宮田字高瀬22-2
青森県総合運動公園	青森市大字安田字近野234-7

2 設置目的

県全体のスポーツの拠点として、県域以上の競技大会開催が可能なスポーツ施設を備えた運動公園であるとともに、緑に囲まれた憩いの場として、県民が健康増進と多様なレクリエーション活動ができるスポーツライフの拠点となるよう、都市公園として設置した。

3 施設の概要

別紙1及び別紙1-2「施設の概要」のとおり。

III 管理の条件

1 管理の基本方針

管理に当たっては、以下の点について、施設に共通する基本方針として遵守すること。

- (1) 関係法令、条例及び規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- (2) 県民が快適に施設等を利用できるよう、施設の設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱については、青森県個人情報保護条例に基づき適正に行うこと。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理者が行う管理の業務は次のとおりとする（詳細は別紙2「運動公園管理業務要求水準書」のとおり）。
 - ア 運動公園内における行為の許可に関する業務
 - イ 特定公園施設の使用許可に関する業務
 - ウ 上記ア及びイの許可の取消し等の監督処分に関する業務
 - エ 運動公園の維持管理に関する業務
 - オ 国民保護法に基づく避難施設及び広域避難所、収容避難所としての対応に関する業務

る業務

カ その他運動公園の管理に関し必要な業務

- (2) 業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、あらかじめ県の承諾を得て専門の事業者にも再委託することができる。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの予定であるが、県議会の議決を経て確定する。

4 使用料金

運動公園の使用に係る料金（以下「使用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

使用料金の額は、青森県都市公園条例に定める額の範囲内で、あらかじめ青森県知事（以下「知事」という。）の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

なお、使用料金とは、地方自治法第244条の2第8項に規定する「利用料金」と同趣旨のものである。

5 指定管理料

- (1) 県は毎年度の予算の範囲内において、運動公園の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は申請時に提案された収支計画に基づき、指定管理者と県が協議の上、会計年度ごとに協定で定める。

- (2) 指定管理料の算定は以下によることとする。

ア 経常的経費に係る指定管理料

経常的経費に係る指定管理料は、以下のとおりとする。

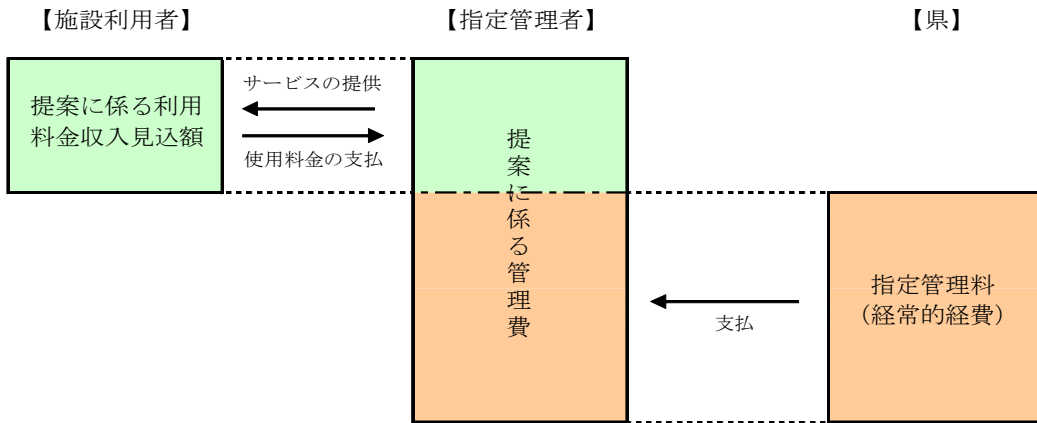
(ア) 県は、提案された収支計画を基準として、施設管理費の額から使用料金収入見込額を差し引いた額を、指定管理料として指定管理者に支払う。

(イ) 県から指定管理者に支払う指定管理料は、基本協定で提出を求める定期報告や事業報告での管理業務に関する経理の状況等を確認して、翌年度の指定管理料の額への反映を行うこととする。

<毎年度の指定管理委託料の算定方法>

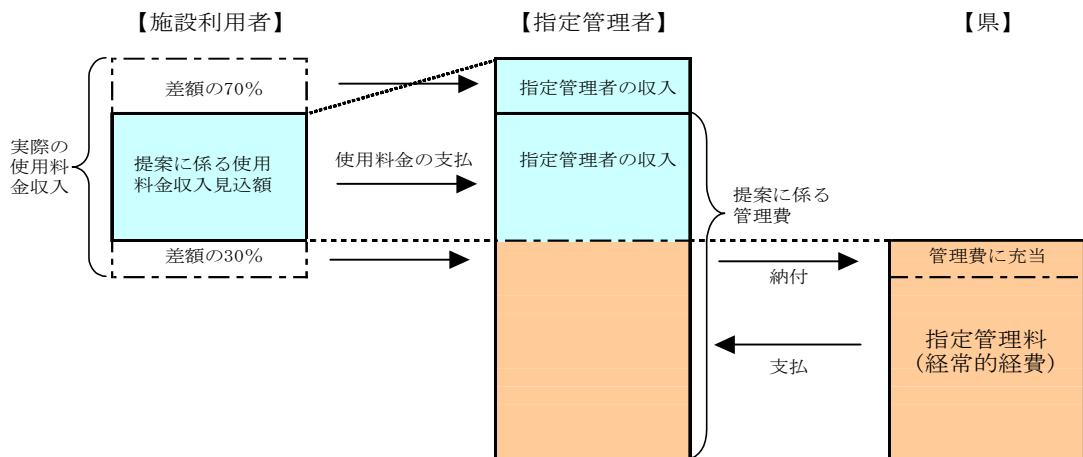
	見込額を上回った場合	見込額を下回った場合
収入	実績額どおり	見込額どおり
支出	見込額どおり	実績額どおり

基本形



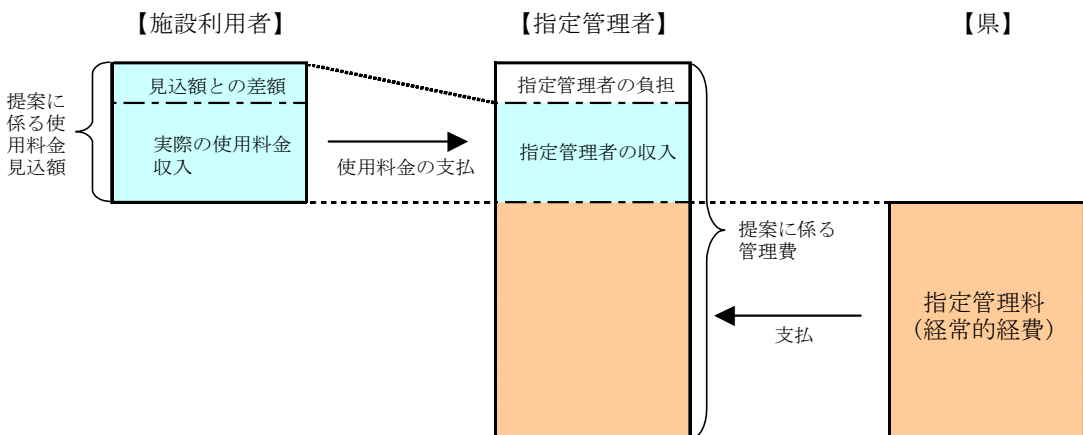
(ウ) 実際の使用料金収入額が提案された収支計画の使用料金収入見込額（以下「収入見込額」という。）を上回った場合、指定管理者は上回った額の30%を県に納付するものとする。

収入が提案を上回った場合



(エ) 実際の使用料金収入額が収入見込額を下回った場合、その差額については、指定管理者の負担とする。

収入が提案を下回った場合



イ 備品購入、修繕工事に係る指定管理料

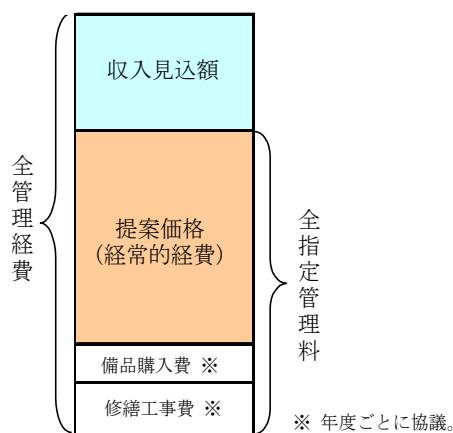
施設管理運営に必要な備品の取得及び施設の修繕工事に係る経費（1件50万円以下の小破修繕に係る経費を除く。）については、施設等の状況と県の財政状況を勘案して指定管理者と協議の上、上記の経常的経費に係る指定管理料とは別に会計年度ごとに決定する。

ウ 年間の指定管理料

毎会計年度ごとの指定管理料の金額は、上記アの経常的経費に係る指定管理料及びイの備品購入、修繕工事に係る指定管理料を合算した金額とする。

(3) 指定管理料の提案

収支計画において提案していただく指定管理料は、上記(2)アの経常的経費に係る指定管理料である。



6 管理の基準等

別紙2「運動公園管理業務要求水準書」のとおり。

7 指定管理者と青森県の責任分担

指定期間中における指定管理者と青森県のリスク及び責任の分担の基本的な考え方は次のとおりとする。なお、詳細については、後掲の基本協定を締結する際に協議の上定めるものとする。

項 目	負担者	
	指定 管理者	県
利用者数の減少、競合施設の増加等の市場環境の変化	○	
管理上の瑕疵による火災等事故による施設の損傷	○	
管理上の瑕疵による施設利用者等の被災に対する賠償責任	○	
管理上の瑕疵による周辺住民への損害発生による賠償責任	○	
施設の火災共済保険加入		○
法令改正により必要となった施設躯体の改修等		○
法令その他の制度変更により生じた管理コストの増加	協議	

指定管理者の責任による管理業務の停止	○	
施設設置者の責任による管理業務の停止		○
天災等の不可抗力による業務停止	協議	
施設の構造体等の大規模改修		○
施設管理の業務引継のコストの負担	○	

8 モニタリング

県は、指定管理者による施設の管理及び利用の状況等について点検・評価を行うものとし、その結果を公表するとともに、指定管理者に必要な指示、指導を行うものとする。

IV 申請の手続

1 応募資格

運動公園の指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格を有すること。

(1) 法人その他の団体であること（法人格の有無は問わないが、個人では申請できない。）

ア 応募団体は、単独の団体又は複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）であること。

イ グループで応募する場合は、グループを代表する団体（以下「代表団体」という。）を定め、代表団体が申請手続を行うこと。代表団体は、グループの主たる業務を担う団体であること。

ウ グループで応募する場合は、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めない。

(2) 応募団体（グループの場合は代表団体）は、青森県内に主たる事務所を有する又は置こうとする団体であること。

なお、新たに団体を設立する場合又は青森県内に主たる事務所を置こうとする団体は、指定管理者の選定後に登記事項証明書等の所在地を証明する書類を提出すること。

(3) 団体又はその代表者等が、次に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者

エ 青森県から指名停止措置を受けている者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消された者

カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っている者

キ 法人税、法人事業税、法人都道府県税、法人市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者

- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者
- ケ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者
- (4) 県議会議員、知事、副知事等が経営する団体でないこと（県議会の議員、知事及び副知事等が経営する法人その他の団体とは、青森県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくする者が代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役その他これらに準ずる役員等に就任している団体とする。）
- (5) 複数応募の禁止
- ア 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員になることはできない。
- イ グループの構成団体は、2以上のグループの構成員となることはできない。

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1、1-2）
- (2) 運動公園の管理に係る事業計画書（別紙様式2、2-2）
- (3) 応募資格を有していることを証する書類

IVの1応募資格の見出し符号	区分	提出書類
IVの1の(1)、(2)	法人の場合	定款 登記事項証明書
	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書 代表者の住民票の写し
	法人でない場合	定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの 代表者又は管理人の住民票の写し
IVの1の(3)のア、イ、ウ、エ、オ、カ、(4)	全ての団体	IVの1の(3)のア、イ、ウ、エ、オ、カ、(4)に該当しない旨の申立書
IVの1の(3)のキ	納税義務がある場合	納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書

- (4) 団体の経営の状況を示す書類
- ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（直近3か年分）
- イ 申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (5) 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- (6) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (7) 現に指定管理者として管理を行っている施設若しくは指定管理者の申請を行って

- いる施設又はPFI事業で維持管理・運営業務を担当している施設がある場合は、当該施設の名称、所在地及び指定の期間等を記載した書類
- (8) グループ応募の場合は、すべての構成団体について上記(3)から(7)までの書類を提出すること。
- また、グループの規約又はこれに類するものを提出すること。

3 事業計画書の記載内容

次の項目について、運動公園の設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかる内容として提案すること。

- (1) 管理運営の基本方針
- (2) 県民の平等な利用を確保するための方策
- (3) 施設の効用を増進させるための方策
 - ア 施設利用提供の実施計画
 - イ 使用料金の設定と考え方
 - ウ 利用者の増加を図るための具体的手法
 - エ サービスの向上を図るための具体的手法
 - オ 施設の維持管理の実施計画
 - カ 自主事業の実施計画
- (4) 管理体制
- (5) 業務の再委託
- (6) 個人情報の保護
- (7) 利用者ニーズの把握
- (8) 利用者の安全対策
- (9) 収支計画（自主事業を除く。）

指定期間全体に係る指定管理料の金額については、次の基準額を上限とする範囲内で提案すること。なお、この基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。

基準額 508,706,000円／年平均（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

参考 管理経費見込額（総額）	462,460千円（利用料金収入差引後）
消費税及び地方消費税相当額（総額）	46,246千円

※消費税及び地方消費税は、10%で積算。

※基準額には令和元年9月1日に供用開始する新陸上競技場に係る諸経費等を含む。

- (10) 類似施設における業務実績

4 現地説明会

募集方法、提案書類、指定管理業務、管理対象施設の状況等についての説明会を以下のとおり開催する。

また、この場で参考資料を配付する。

- ア 開催日時、場所
 - (ア) 申請に関する説明会

日時 令和元年7月22日(月)午後1時～
場所 マエダアリーナ(新青森県総合運動公園総合体育館)内
サブアリーナ 3階研修室

(イ) 施設案内

日時 令和元年7月22日(月)
新青森県総合運動公園 説明会終了次第～午後4時
青森県総合運動公園 午後4時30分～午後5時15分

イ 申込方法

説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書を提出すること。

(ア) 提出期限 令和元7月12日(金) 午後5時(必着)

(イ) 提出方法 申請書等の提出先に提出すること(FAX又は電子メールでの提出も可。口頭又は電話による申込みは受け付けない。)

5 質問事項の受付

(1) 質問方法 7月24日(水)午後5時までに質問票を申請書等の提出先に提出すること(電子メール、FAXでの提出も可。口頭、電話による質問は受け付けない。)

(2) 回答方法 令和元年7月30日(火)に県のホームページにおいて公表する。

6 申請書等の提出

(1) 提出期間 令和元年7月5日(金)から令和元年8月21日(水)までの間の、午前8時30分から午後5時までの間(ただし、県の休日を除く。)

(2) 提出方法 下記の提出先まで必ず持参すること。郵送等での提出は受け付けない。

(3) 提出部数 正本1部、副本8部を提出すること。

7 連絡先及び申請書等提出先

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

青森県教育庁スポーツ健康課総務グループ

電話：017-734-9906

FAX：017-734-8275

E-mail：E-SPORTS@pref.aomori.lg.jp

8 留意事項

(1) 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

(2) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は指定管理者の決定の公表等に必要の場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(3) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(4) 県の業務上の都合により、応募の事実に係る情報を県の機関において利用する場合がある。

V 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

- (1) 青森県スポーツ施設指定管理者審査委員会において、下記の選定基準に基づき書類審査及びヒアリングによる審査を行う。
- (2) ヒアリングの実施日時等は、別途通知する（令和元年9月中旬実施予定）。
- (3) 審査の結果は、令和元年9月下旬頃に書面で通知する。
- (4) 県は第1順位の申請者に係る応募資格の確認及び細目的事項についての協議を行い、適正と認められた場合は指定管理者の候補者に決定する。なお、第1順位の者が適正と認められないときは、次順位の者を第1順位とし、同様に協議を行う場合がある。

2 選定基準

選定基準	配点
(1) 県民の平等な利用が確保されること。 ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針との適合性 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10
(2) 施設の効用が増進されること。 ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	30
(3) 施設の効率的な管理ができること。 ・施設の管理運営に係る経費の内容	30
(4) 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・個人情報の適正な取扱いの確保 ・類似施設の運営実績	30

3 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を超過してから提出書類が提出された場合
- (5) 本募集について複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 提出書類の提出後に事業計画書の内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

4 選定結果の公表

選定結果は、指定管理者の候補者名及び選定理由並びに選定基準に基づいた各申請者（候補者以外の申請者名は匿名）の得点、順位を県のホームページで公表する。

VI 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和元年11月県議会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定される。

2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、県が支払う指定管理料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と県との間で協定を締結する。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結する。

3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことができる。

- (1) 募集要項に定めた応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

様式1

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地

団体の名称

(グループ応募の場合は、グループの名称)

代表者の氏名

(グループ応募の場合は、代表団体名及び
その代表者の名称)

印

新青森県総合運動公園及び青森県総合運動公園に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

〔連絡先〕

部署名

担当者職・氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

様式 1-2

グループ構成員表

1 グループ名

2 構成員等

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

※グループによる申請を行う場合のみ提出すること。

様式 2

**新青森県総合運動公園及び青森県総合運動公園
指定管理者事業計画書**

提出年月日

団体名

(グループ応募の場合は、グループの名称)

- 1 管理運営の基本方針
 - (1) 管理運営を希望する理由
 - (2) 管理運営の基本的な考え方(方針、理念、目標等)

- 2 県民の平等な利用を確保するための方策

- 3 施設の効用を増進させるための方策
 - (1) 施設利用提供の実施計画
 - ア 休業日、営業時間の設定と考え方
 - イ 利用の受付、利用許可の考え方と実施方法
 - ウ 利用調整の考え方と実施方法
 - エ 利用者補助の考え方と実施方法
 - (2) 使用料金の設定と考え方
 - ア 使用料金設定の考え方
 - イ 使用料金表
 - (3) 利用者の増加を図るための具体的手法
 - ア 基本的な考え方
 - イ 具体的な手法
 - (4) サービスの向上を図るための具体的手法
 - ア 基本的な考え方
 - イ 具体的な手法
 - (5) 施設の維持管理の実施計画
 - ア 基本的な考え方
(効果的・効率的な管理資源の投入等による経費縮減の考え方等)
 - イ 維持管理業務別の実施計画
 - (6) 自主事業の実施計画
 - ア 基本的な考え方
 - イ 事業内容
 - ウ 実施スケジュール
 - エ 収支計画

4 管理体制

- (1) 基本的な考え方
- (2) 組織体制・人員配置図
- (3) スポーツ施設の運営等に精通した人材の配置
- (4) 職員の採用、確保の方策
- (5) 職員の指導育成、研修体制

5 業務の再委託

(本施設の管理運営業務の一部を他の事業者等に再委託する場合は、その実施内容について記載してください。)

- (1) 再委託する業務の内容
- (2) 再委託先の選定方法 (入札等)
- (3) 再委託した業務の実効の確保 (受託者への指導体制等)

6 個人情報の保護

- (1) 情報管理体制
- (2) 職員の教育
- (3) 個人情報漏えい等の防止策

7 利用者ニーズの把握

- (1) 利用者ニーズの把握の方法
- (2) 苦情処理の方法と体制

8 利用者の安全対策

- (1) 通常時の安全対策の内容と実施体制
- (2) 災害・事故時の対応の内容と実施体制

9 収支計画 (自主事業を除く。)

別紙のとおり (様式2-2)

10 類似施設における業務実績

※ 用紙サイズは日本工業規格A4判とし (一部A3判折り込みとすることも可)、ページ数の制限はありません。

※ 使用料金表等は適宜、別紙としても結構です。

※ 必要に応じ、参考となる資料を添付してください。

様式 2 - 2**収 支 計 画 (自主事業を除く。)**

公園名： _____
 (又は、両公園の合計)

【収入の部】

(単位：円)

項 目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	平均
使用料金収入						
指定管理料収入						
収入合計						

【支出の部】

(単位：円)

項 目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	平均
人件費						
光熱水費						
消耗品費						
通信費						
委託料等 ※1						
修繕費 ※2						
その他の管理経費						
支出合計						

※1 ここには、設備保守管理業務、警備業務、設備等の検査等の施設管理のための業務を他の事業者等に再委託する場合に、その委託料を計上すること。

※2 ここで、修繕費とは1件50万円以下の施設設備の修繕費とする。

(注)・新青森県総合運動公園、青森県総合運動公園及び両公園の合計の3種を作成すること(両公園一括で執行する経費がある場合は、按分して計上すること)。

・消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること(10%で計上すること)。

・積算内訳を、公園別に、収入項目、支出項目ごとに別紙(様式は任意。ただし、A4判とする。)で示すこと。

新青森県総合運動公園及び青森県総合運動公園
指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

青森県教育庁スポーツ健康課長 殿

住 所
(電話番号)

団体の名称

代表者の氏名

令和元年7月22日(月)開催の標記説明会への参加を申し込みます。

記

参加者氏名	

〔連絡先〕

部署名

担当者職・氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

(作成例)

新青森県総合運動公園及び青森県総合運動公園
指定管理者募集に係る質問票

質 問 者 名

団 体 名 :

担当部署名 :

担当者の役職名・氏名 :

電話番号 :

F A X 番号 :

メールアドレス :

質 問 内 容

タイトル : ○○○○○について (募集要項○ページ)

(注) 適宜タイトルを付し、質問の募集要項等の該当箇所がわかるように表示してから、質問を簡潔に記載してください。